

産業再生法の抜本的改正の意義

- 構造問題に対応した豊富な支援メニューを整備 -

社会研究部門 百嶋 徹
hyaku@nli-research.co.jp

産業と金融の一体再生を目指す産業活力再生特別措置法（以下、産業再生法）の改正法と産業再生機構法が4月9日に施行された。両者とも政府の「総合デフレ対策」の中心的施策として打ち出され、「クルマの両輪」を成すと考えられるが、直近のマスコミ報道では産業再生機構が大きく取り上げられている。本稿では、抜本改正された産業再生法の意義について説明したい。

1. 抜本改正の背景

わが国の産業界は、過剰供給・過剰債務と先行投資不足を主因に低収益構造に陥っている^(注)。一方、金融機関の不良債権処理を加速させるためには、産業再編成と事業の早期再生が欠かせないが、産業界において消耗戦が続く可能性も否定できない。そこで経済厚生の下下につながる消耗戦の期間を減じる産業政策が求められる。

改正前の産業再生法（99年10月施行）では、中核事業への「選択と集中」により、個別の企業全体の生産性向上を図る「事業再構築計画」が支援対象となっていたため、企業提携を伴う業界再編や事業単位の再生の取組に対して、必ずしも十分な対応が図られない面があった。そこで同法は、現在のわが国経済の構造問題に対応すべく、抜本改正が行われることとなった。

2. 改正産業再生法の概要

(1) 構造問題を網羅した支援メニュー

改正産業再生法では、旧法における「事業再構築計画」の延長に加え、3つの認定制度が新設された。すなわち、複数の企業が過剰供給構造にある事業を統合し設備廃棄を行なう「共同事業再編計画」、過剰債務状態にある企業から企業再生ファンドや他企業が事業を買収し、再生を図る「経営資源再活用計画」、研究開発成果を実証するための最先端の「マザープラント」を新設する「事業革新設備導入計画」が追加された。

過剰供給や過剰債務構造の是正から先端技術投資の促進まで、早急に解決すべき産業の構造問題をカバーした支援メニューと評価できよう。

(2) 認定基準と支援措置の概要

認定基準として、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業再構築計画」では、計画（3年以内）の終了時点における生産性（株主資本利益率（ROE）、総資産利益率（ROA）など）および財務健全性（有利子負債の対キャッシュフロー比率など）の一定の向上が求められる。例えば、ROAやROEは2ポイント以上の向上、有利子負債キャッシュフロー比率は10倍以内が原則として求められる。因みに「共同

事業再編計画」、「経営資源再活用計画」では、「生産性向上基準」は対象事業部門で測られる。

「事業革新設備導入計画」では、当該企業にとっての第一号投資、製品性能や生産性の向上、投資額10億円以上などが認定基準となる。

なお、「共同事業再編計画」では、当該事業が過剰供給構造の判定基準（稼働率、価格、利益率などの低下）を満たすことが必要となる。

認定を受けた計画を実施する企業は、主として税制や商法などの特例を受けることができる。税制措置の例として、旧法との比較では、登録免許税の軽減と欠損金の繰越期間延長が継続され、かつ「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」が対象に加えられた。さらに欠損金の対象範囲は、従来の設備除却損に加え、設備撤去費用や割増退職金などに拡充された。また、「事業革新設備導入計画」における大幅な特別償却（初年度24%が基本型だが、「共同事業再編計画」と共に行なう場合は40%）が新規に設定された。商法の特例としては、株主総会決議を必要としない「簡易組織再編」の範囲拡大や減資手続きの簡素化などが新規に盛り込まれた。

3. 産業再生機構、整理回収機構との関係

産業再生法と同様に、事業再生の政策的支援を行なう産業再生機構、整理回収機構（RCC）との関係はどのように考えればよいだろうか。

まず、事業再生手法としては、産業再生機構とRCCは金融機関から不良債権を買取り、再生計画を主導するのに対して、産業再生法では再生案件だけではなく、あらゆる企業が税制の特例などを活用して自主的に事業再生に取組む形をとる。なお、RCCの支援対象は中堅・中小企業であるのに対して、産業再生機構では取引金融機関の多い大企業が中心になると思われ、役割分担がなされよう（図表 - 1）

産業再生機構は、支援要件として再生計画（3年以内）の終了時点において産業再生法の「生産性向上基準」と「財務健全化基準」を満たすことを前提としており、対象企業に産業再生法の認定取得を促し、同法との相乗効果を図る方針である。一方、RCCがこれまで手がけた再生案件のうち、産業再生法が適用された事例はない。

図表 - 1 事業再生業務に関する産業再生機構、整理回収機構との比較

	産業再生法		産業再生機構	整理回収機構（RCC）
	旧法	改正法		
期間	99年10月～2003年3月末	2003年4月～2008年3月末	債権買取り：2003年5月～2005年3月末（処分：3年以内、存続期間：5年程度）	債権買取り：99年4月～2004年3月末（存続期間：無期限）
支援対象	主として「生産性向上基準」を満たす企業	「生産性向上基準」および「財務健全化基準」を満たす企業	買取債権：要管理先（再生可能との判断が必要）	買取債権：破綻懸念先以下（中堅・中小企業）
主要な支援措置（税制、商法などの特例）	・登録免許税の軽減 ・欠損金の繰越期間延長（5年・7年）、など	・登録免許税軽減および欠損金繰越期間延長の拡充 ・革新的新規投資の特別償却の新設 ・簡易組織再編の特例（総資産の5%以内（現行商法）20%以内）の新設 ・財産価格調査免除の特例の新設、など	・債権放棄の場合、金融機関の損失および債務者の債務免除益範囲内での欠損金の税務上損金算入 ・個別的な債権回収の一時停止規定 ・債務超過などに対応した上場基準緩和、など	なし
認可件数	204	-	-	110

（資料）経済産業省、内閣府、RCCのホームページ等からニッセイ基礎研究所作成。

4. 産業界での積極活用が待たれる

改正産業再生法では、既述の通り、わが国が抱える構造問題に対応すべく3つの認定制度が追加され、支援メニューの大幅拡充が図られた。

旧法でも、過剰債務企業の再生から優良企業による戦略的な取組まで、支援対象は広範に及んでいたものの、企業規模でみれば、認定を受けた計画（204件）のうち大企業が7割以上を占めた。改正法では、中小企業再生支援協議会の拡充を軸に中小企業の支援強化も図られる。

改正産業再生法は、産業再生機構やRCCに比べ、支援対象が極めて広範であり、税制や商法の特例も充実している。同法を軸に事業再生の政策メニューが整備されたのを受け、産業界では業界再編や事業再生に向けて早急に積極活用を図っていくことが求められる。

（注）詳細は、拙稿の「日本の製造業復権に向けた論点整理」（ニッセイ基礎研「所報」Vol.27、2003年4月4日発行）を参照。